

## [ 制度改正のポイント ] ソーラーシェアリング 実務用Q&A / Q.15-17 添付する書類、営農状況等の報告について

### [ 制度改正のポイント ]

### ソーラーシェアリング 実務用Q&A

平成30年5月15日、ソーラーシェアリングに関する農地転用の取扱い規定が変更されました。これは、ソーラーシェアリングにとっては実質的に規制緩和となるものです。

農林水産省では、農地転用許可制度上の取扱いを整理した「営農型発電設備の実務用Q & A（営農型発電設備の設置者向け）」も公開しています。ここでは、そのQ & Aの中からポイントとなる項目を厳選し、事業者の立場から解説します。

[営農型発電設備の実務用Q&A（営農型発電設備の設置者向け）8月31日改定版 / 農林水産省](#)

### 制度改正のポイント



### ソーラーシェアリング実務用Q&A Q.15-17：添付する書類、 営農状況等の報告について

[ 添付する書類 ]

Q.15

営農型発電設備の計画地が「荒廃農地」に該当するかは、どのように判断されますか？

A.

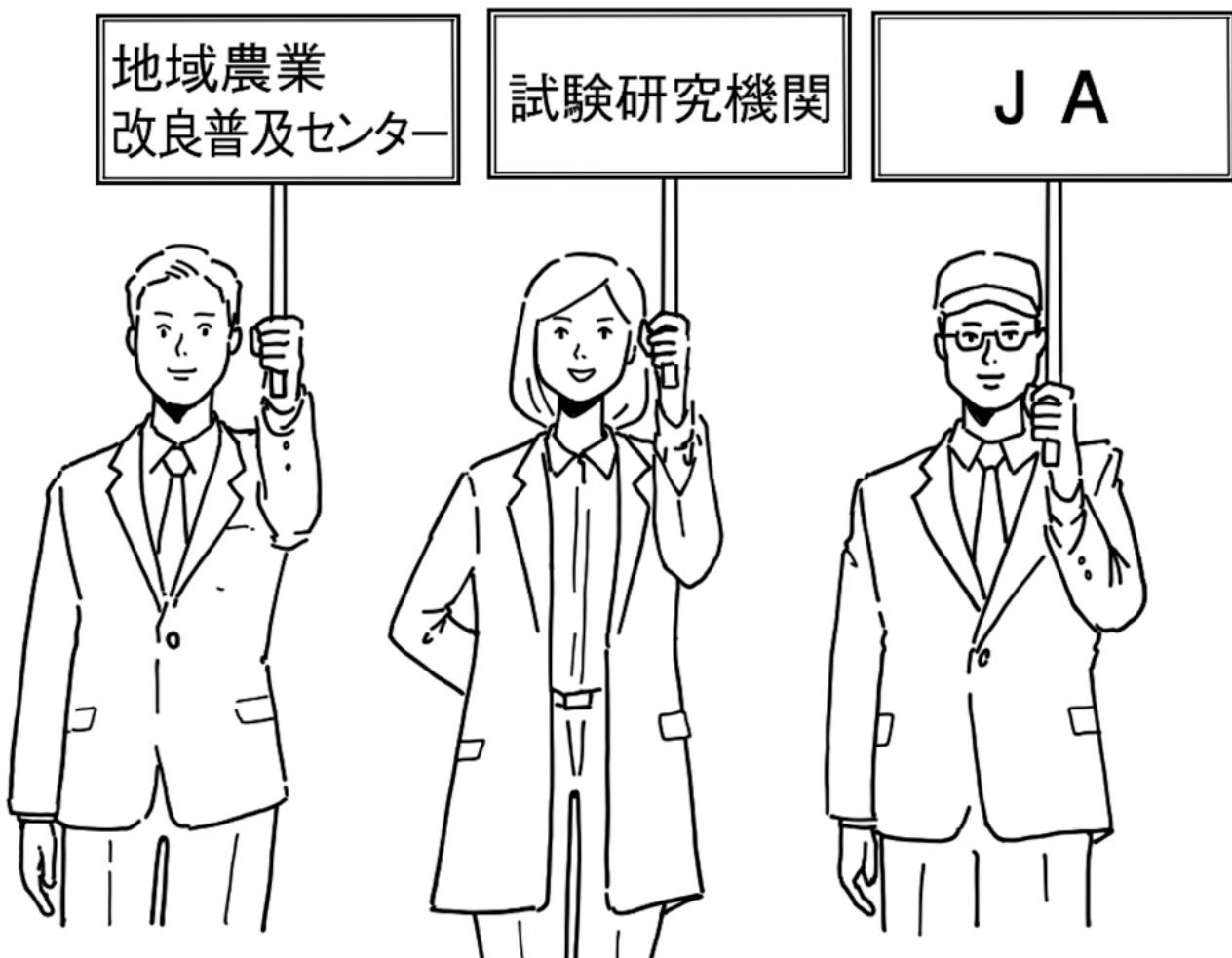
荒廃農地とは、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に規定されており、この調査要領に基づいて市町村および農業委員会が調査しています。この調査の結果によって荒廃農地かどうかは既に判断されていますので、市町村の担当部局や農業委員会に該当するかどうかを確認することになります。

〔営農状況等の報告〕

Q.16

下部の農地で生産された作物の報告を行う際に、必要な知見を有する者の確認が必要とされていますが、どのような内容でしょうか？

地域の平均的な単収データがない場合、通常のカイ培方法における単収や生育状況と比較してどのような結果となっているか、「知見を有する者」に確認し意見書を貰うことになります。「知見を有する者」には、地域農業改良普及センター、試験研究機関、JA等の職員が該当するとされています。



[ 営農状況等の報告 ]

Q.17

果樹など単年で収穫が得られない農作物の場合、  
どのような内容を農業委員会に報告すれば良いですか？

A.

当初数年は収穫が見込めない果樹などの場合は、栽培管理（整枝・剪定、施肥、摘果等）が適切に行われているか、生育段階が通常と異なっていないかなどを、「知見を有する者」に確認してもらい、その意見書を報告書に添付します。

監修：馬上丈司

illustration : Tomoyuki Okamoto text : Kiminori Hiromachi

---

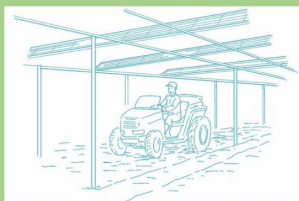
（「アースジャーナルvo.6」より転載 一部再編集）

---

[\[ おすすめ雑誌 \] 最新事例や制度改正のツボがわかる！](#)



## はじめよう、農業×エネルギー ソーラーシェアリング導入Q&A



始めよう、農業×エネルギー！  
ソーラーシェアリング導入Q&A